

Title	浜口祐子君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.8 (1994. 8) ,p.157- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940828-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

浜口裕子君学位請求論文審査報告

浜口裕子君が提出した論文「日本統治下の朝鮮と満州の比較研究——日本の政策と現地社会の対応の比較」の章建ては次のようである。

序論 日本統治下の朝鮮と満州の比較研究の意義と視角

一 近代日本と朝鮮・満州

二 植民地研究と国際関係研究

三 本論文の課題

第一部 日本の支配体制の確立と現地人官吏

第一章 朝鮮総督府の朝鮮人官吏

一 問題の所在

二 総督府における朝鮮人官吏の位置

(一) 日韓併合と朝鮮人官吏

(二) 三・一独立運動後の官制改革と朝鮮人官吏

三 一九三〇年代・四〇年代の朝鮮人官吏

(一) 一九三〇年代の高官

(二) 日中戦争勃発以降の朝鮮人官吏

四 終戦——総督府官吏のその後

五 結語

第二章 満州事変と中国人

一 問題の所在

二 溥儀の擁立と鄭孝胥の構想

三 満州事変前後の中国人官吏

(一) 奉天(遼寧省) 地方維持委員会

(二) 各省政府委員

四 満州国建国と中国人官吏

(一) 中央官吏

(二) 省長

(三) 県長

五 結語

第三章 満州国の中国人官吏と関東軍の中央集権化政策の

展開

一 問題の所在

二 中央官吏の構成と変化

(一) 中国人官吏の位置

(二) 国務総理交替と人事異動

(三) 一九三七年と四二年の人事異動

三 地方官吏の変遷

(一) 省長

(二) 県長

四 終戦

五 結語

第二部 日本の農村掌握政策と現地社会の対応

第四章 朝鮮金融組合政策と朝鮮農村社会

一 問題の所在

二 初期金融組合と朝鮮農村

(一) 日韓併合と金融組合の設立

(二) 初期金融組合の性格

三 農村組織化政策の展開

(一) 農村振興運動と金融組合

(二) 組合培養計画と殖産契の設置

四 経済統制下の金融組合

五 朝鮮社会の対応

六 結語

第五章 満州国の金融合作社政策と中国農民の対応

一 問題の所在

二 金融合作社政策の変遷

(一) 試験期(一九三一年一月～一九三四年九月)

(二) 普及期(一九三四年九月～一九三七年七月前半)

(三) 調整期(一九三七年後半～一九四〇年三月)

三 興農合作社の信用事業

(一) 政策の内容

(二) 経済統制下の興農合作社

四 中国農民の対応

(一) 農民の負債の性格

(二) 地域別・階層別にみた農民の対応

五 結語

第六章 満州国の合作社による農産物流通機構掌握政策

——「植民地国家」の農産物動員政策の破綻——

一 問題の所在

二 合作社設立の背景

三 合作社政策の展開

(一) 農事合作社

(二) 興農合作社

四 在来農村社会との摩擦

(一) 土着資本、農民の対応

(二) 農民動員政策と農村社会

五 経済統制下の合作社

六 結語

第七章 補論 旧中国農村調査にもとづく戦後日本の研究

成果

一 課題

二 研究動向

三 調査参加者・協力者による諸研究

四 旧中国農村の性格についての論点

(一) 「共同体」

- (一) 地主制
- (二) 農民層分解
- (三) 農業生産力構造
- (四) 「植民地」研究
- (五) その他

五 結論

結論

戦前の日本は日清戦争の勝利によって獲得した台湾、さらに国力の進展につれて併合した朝鮮半島、満州事変以後つくりあげた「満州国」と次々と植民地を拡大、経営していった。従来日本の植民地に関する研究は、西欧流の近代化を前提とした枠組によるものか、日本帝国主義の弾圧と搾取を中心に置いた研究が主流であった。本論文はそうした従来の視角からさらに進めて、対象地域の特色や地域的個性に着目し、朝鮮と満州をとりあげ、「地理的近接」と「文化的近接」からくる「一体化」が日本の植民地の特徴であり、朝鮮と満州がそうした特徴をもっとも色濃く持っていたとし、特に日本の現地農村掌握政策について分析を試みたものである。その際、(一)日本の現地有力者とりこみ政策、(二)日本の現地農村掌握政策の展開過程とその結果について比較・検討を行っている。

では、第一部第一章からその内容を要約する。

第一章 朝鮮総督府の朝鮮人官吏は、朝鮮総督府の官吏とな

った朝鮮人をとりあげ、どのような人材が総督府官吏となっていたか、日本が彼らをどのように扱ったかを検討する。日韓併合以後、それまで朝鮮社会で力を持っていた支配層は棚上げされ、一切の権力が日本の支配体制に集中するよう改変される。その結果、総督府中央の官吏は全て日本人が占めたが、一方では朝鮮人の任用があり、彼らの最高職は道知事と参与官であるが、こうしたポストには日本に極めて近い人物が採用された。また郡の責任者には基本的には朝鮮人が任用されるが、警察権と徴税権は奪われ、日本人がこれをコントロールした。日中戦争勃発以後、朝鮮人官吏の登用が進むが、しかし高いポストにつく顔ぶれは決っており、少数の極めて親日的人材が長期にわたってポストを占め続けたことが指摘される。戦争末期には日本人の人員不足もあり、下級官吏に朝鮮人が増大するが、この時期における統制は、苛酷なまでに中央のコントロールが貫徹し、彼らは末端でそれを担う役割を果さなければならなかったのである。

満州と比較した場合、行政単位が広く、中央が地方をコントロールする体制になっていなかった中国社会と比べ、中央集権体制が以前からとられていた朝鮮社会では、地方行政区画の改変が頻繁に行われるなど、現地官吏の登用の変遷から日本の統治の実態が明らかにされる。また、日本から解放された後も、総督府官吏の中で戦後の韓国において重大な役割を果たした者がいたことについても、若干触れている。満州国のケースと対

比させながら朝鮮社会の特色を関連させて論じた点が本章の意義である。

第二章 満州事変と中国人は、満州事変から満州国建国の過程で、日本に協力し、満州国に参加した中国人の動向を追ったものである。その際、(一)張学良との距離、(二)日本との距離、(三)清朝との距離、(四)東北以外の中国との距離(東北に土着ののであるか否か)の四つの柱を設定し、その経歴や人脈を検討している。満州国に入ったものは、(一)張学良との関係がうまくいかなかったり、学良時代に不遇である者が多い、(二)日本留学組など日本と近い関係にあったり、そうみなされる者が登用された、(三)清朝に人脈や血縁で近い関係にあり、特別忠誠心を抱いていた者が積極的に参加している、(四)参加者の大部分が出身や経歴から見ても東北に基盤を持つ東北土着派であったことが明らかにされる。

こうした人材について、関東軍は満州事変前からある程度の目算をたてていた。現状に不満を抱き東北独立構想を持っていた現地有力者を取りこみながら、東北を関内から引き離し、満州国の建国を進めていったのである。本章は発表された当時、学界の反響が大きかった。満州事変から満州国建国に協力した中国人を「売国奴」として一括せず、また関東軍について戦略的側面以外のものを引き出したからである。

第三章 満州国の中国人官吏と関東軍の中央集権化政策は、満州建国後から終戦に至るまでの、満州国の中央人官吏の登用

政策を追求したものである。特に、大臣・省長・県長についてその経歴を検討した。その結果、関東軍は建国までは現地有力者を取り込み利用する政策をとるが、満州国が既成事実化すると彼らを権力のないポストに棚上げし、骨抜きにする。そして大臣・省長クラスの地位については、時代を経るに従って「親目的」要素の強い実務派官僚タイプの人材を重用していったことを実証している。だが、満州国の国家体制が整ったと判断される一九三六年末から三七年にかけて、日本は地方自治拡大政策に転じ省長を含め地方官吏に警察出身者が増え、対ソ国防上の重要地点のポストには日本人が就任するようになる。地方の掌握が容易でなかったことと関連させ、また「国防国家」の方向の中での人材起用が行われていったことが実証される。これまで断片的、観念的にしか論じてこられなかった問題を実証的かつ年代を追って明らかにした点が本章の特色がある。

第二部では、日本が朝鮮と満州で行った農村掌握政策をとりあげ、それに対する現地社会の対応について、比較分析を行っている。特に朝鮮における金融組合政策とそれをモデルとした満州国の合作社政策について取り上げている。

第四章 朝鮮金融組合政策と朝鮮農村社会は、この金融組合政策が食糧と原料を日本に供給させるといふ対韓施政綱領に基き、荒れ果てた朝鮮の農村を建て直し、地方の掌握を課題としたことを明らかにしようとする。朝鮮総督府は保護指導、監督を強化し中央への統合を計ったのである。特に一九三〇年代

以降、貧農までも組織化の対象とする「全農家包容運動」あるいは「組合降下運動」が開始され、農村指導や購買事業を行う場合、個々の組合でその目的に合わせた「殖産契」を組織させ、朝鮮農村の組織化を急速に進めていった。多くの小作農と借金で窮乏化の一途をたどっていた農村を、金融組合によって救済

するというやり方はかなり成功を治めた。農村振興の中心を成す金融組合による農村の組織率は、一九四〇年の末で六〇%、終戦時には一〇〇%近くまで進んだのである。金融組合の貯蓄額は驚威的に伸び、集荷、供出実績から見ても為政者が朝鮮農村を徹底的に掌握したことが実証される。朝鮮でこの政策が成功したのは(一)朝鮮が半島で小さく、植民地としての歴史が満州より長かったこと、(二)朝鮮社会では部落を単位とする結びつきが強く、動員政策が有効であったこと、(三)商業の発達が弱く流通機構も未発達であったため、日本人が容易に入りこめたことなどと結論づける。本章は、論文として発表された当時、評価が分れた。朝鮮の内在的發展を強調する研究者は日本の植民地主義者による手段によって朝鮮農村が整備されたとの分析に否定的であり、一方アメリカの研究者は肯定し高く評価した。

第五章 満州国の金融合作社政策と中国農民の対応は、朝鮮で成功した金融組合をモデルとし、満州国でも金融合作社が設立され、それを通じての支配が行われるが、その設立過程、性格、政策の結果を分析している。だが、満州においてはこの政

策は成功しなかった。その理由として(一)利用者が貧農より富農に偏ったこと、(二)大半の満州の農民は血縁や小作関係に基く貸借を行っており、伝統的農村の社会関係に新しい組織を持ちこむことが困難であったことが指摘されている。

第六章 満州国の合作社政策による農産物流通機構掌握政策は、金融合作社に続いて発足した農事合作社と其後の興農合作社の農産物流通の統制について分析したものである。日本は、中国農村において農産物の取り引きを独占し中間搾取を行っていた土着資本の排除が必要だと考え、日中戦争勃発と前後して中国社会の流通機構への介入を計る農事合作社を設立した。しかしこれは土着資本との間に摩擦を起し、合作社交易場は期待に反し農民には利用されなかった。金融合作社と農事合作社が統合され興農合作社となったが、統制経済の末端機関としての役割を果すことはできなかった。「自家消費」という名目で、売り控えられた農産物は、統制機構を逃れて闇で流され、日本が作ったルートには乗ってこなかったのである。朝鮮の金融組合と比較し、満州国合作社の場合、極めて短期で普及を計ろうとしたあまり、従来社会への配慮が足りず個別的利害関係に基づいて動く中国農民の行動様式、あるいは中国農村の性格を把握していなかったところに失敗の原因があると結論づける。本論文は、中国で反響を呼び、中国語に翻訳されて紹介された。

第七章 補論 旧中国農村調査に基づく戦後日本の研究成果は、第五章・第六章において利用された満鉄や満州国に行った

実態調査資料についてそれらを利用した戦後の中国研究の動向と論争を追いながら、資料的価値や限界、利用方法を検討したものである。二三〇点以上の研究について、論点を整理し、戦後の研究がこれらの論点をどう受け継いできたかにも触れたこの補論は、今後の研究指針ともなるべきものである。

以上、各章毎に内容と特筆すべき点を紹介してきたが、全体として本論文の評価すべき点は次のようである。

(一) 日本の植民地政策に関する既発表の研究は多いが、朝鮮と満州について比較したものはこれまでなかった。

(二) 日本の政策と現地社会の対応について論じた点が極めてユニークである。

(三) 植民地時代にとどまらず、戦後の朝鮮問題・中国問題にもつながる地域的特色を論じた。

(四) 国立国会図書館憲政資料室、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所の公開史料、元関東軍参謀の片倉衷の残した「片倉文書」、満州国の経済政策立案を行った岡野鑑記の「岡野文書」をはじめ未公開の文書を丹念にあたり、また韓国やアメリカに所在する資料を使用し、さらに朝鮮総督府関係者、元朝鮮金融組合理事、元満州国官吏、元満州国合作者社員など一二人にインタビューを行い、これを十二分に利用した。

本論文の原形は既に『法学研究』『アジア経済』などの学術誌にその成果が発表され、また日本国際政治学会日本外交史部会、アジア政経学会などにおいて口頭報告を行い、質疑応答の結果、

学会においてもかなりの評価を受けている。

しかし本論文にも若干の問題点がないわけではない。

問題点は、当時満州で展開されていた抗日運動との関連に触れていないことである。満州事変から満州国建国にいたる過程で、各種の公然、非公然の抗日運動が存在したが、日本の政策に協力した中国人の存在が取り上げられる以上、反対運動家の動きも研究対象とすべきである。満州国の合作社政策の挫折もそうした抗日運動と関連がなかったのか、一考を要する。

また今後予想される中国側の史料の公開により、さらに研究に新しい側面を加えることが望まれる。以上の問題があるとはいえ、日本の植民地支配研究に新しい分野を開拓した本論文の意義は大きく、われわれは本論文が博士(法学)(慶應義塾大学)(論文博士)の学位を授与するに十分と認めるものである。

平成六年二月十日

主査 慶應義塾大学法学部教授 池井 優

副査 慶應義塾大学法学部教授 山田 辰雄

副査 慶應義塾大学法学部教授 小此木政夫
法学研究科委員法学博士